

第**93**回

# 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2019年6月27日 (木曜日)  
午前10時

開催  
場所

富山県高岡市駅南1丁目10-16  
富山銀行駅南別館2階会議室

(裏表紙のご案内図をご覧ください。)

## 目次

■ 第93回定時株主総会招集ご通知	1
■ 事業報告	5
■ 計算書類	23
■ 連結計算書類	25
■ 監査報告書	27
■ 株主総会参考書類	30
第1号議案 剰余金の処分の件	30
第2号議案 取締役9名選任の件	31
第3号議案 取締役に対する譲渡制限 付株式の付与のための 報酬決定の件	36



**富山銀行**  
Bank of Toyama

証券コード：8365

証券コード8365  
2019年6月6日

株 主 各 位

富山県高岡市守山町22番地

株 式 会 社 富 山 銀 行

取締役頭取 齊 藤 栄 吉

## 第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 富山県高岡市駅南1丁目10-16  
富山銀行駅南別館2階会議室

### 3. 株主総会の目的事項

#### 報告事項

1. 第93期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第93期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役9名選任の件  
**第3号議案** 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

#### ① 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。なお、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

#### ② 電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネットによる議決権行使について」をご確認ください。

#### ③ 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページ（<https://www.toyamabank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ① 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当行ホームページ（<https://www.toyamabank.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

# インターネットによる議決権行使について

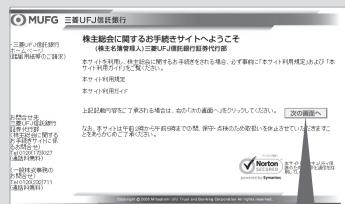
## 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

## パソコンによる議決権行使

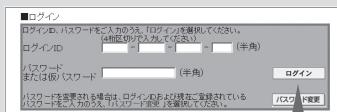
議決権行使ウェブサイトアドレス▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

### 1 議決権行使サイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

### 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

### 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。



## 議決権行使のお取扱い

議決権行使ウェブサイトにおいてインターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットによる議決権行使は、**2019年6月26日（水曜日）の午後5時10分まで**に行行使されるようお願いいたします。

# 議決権の行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会ご出席による議決権行使



**開催日時** 2019年6月27日(木曜日)午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

紙資源削減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## 郵送による議決権行使



**行使期限** 2019年6月26日(水曜日)午後5時10分到着分

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。  
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

## インターネットによる議決権行使



**行使期限** 2019年6月26日(水曜日)午後5時10分まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当指指定の**議決権行使サイト**(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から5時まで取り扱いを休止します。)

株主さま以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

QRコードの読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話を利用して、右記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信用料等の費用は株主さまのご負担になります。

QRコード



システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

 0120-173-027 (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

## 添付書類

# 第93期事業報告（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

## 1 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### 主要な事業内容

当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

#### 金融経済環境

当期の国内経済は、期前半は海外経済が着実な成長を続けるもとで輸出は緩やかに増加し、企業部門の生産や個人消費に持ち直しの動きがみられるなど回復基調が続きました。一方、期後半には、回復基調は維持したものの、中国経済の減速や米中貿易摩擦をはじめとした海外経済の不透明感が高まるなど、下振れリスクが強まりました。

富山県経済も、期後半は生産や設備投資に弱含みの動きがみられたものの、個人消費が緩やかに回復する中、緩やかな回復の動きが続きました。企業活動においては、製造業では、一般機械および医薬品を中心とする化学の生産は増加し、アルミニウム、鉄鋼、プラスチック、繊維は横ばいに推移しました。非製造業では、情報サービス、小売業ともに堅調に推移しました。

金融面では、短期金利は期中を通して0%を下回る水準で推移しました。長期金利は、日本銀行の金利変動幅の拡大容認を受け、期前半は0.1%近傍を推移しましたが、期後半は世界経済の先行き不透明感を背景に再び低下に転じ、期末には△0.1%近傍のマイナス圏まで低下しました。

#### 当行の業績

このような金融経済環境の中、当行は、2014年度よりスタートさせた第5次中期経営計画「富山銀行 i プロジェクト “The Next” —もっと夢、もっと富山—」の最終年度を迎え、経営目標の達成と重点戦略として掲げた、「顧客戦略：構造変化に順応した営業力の強化」「店舗戦略：効率的な営業体制の構築」「経営基盤戦略：筋肉質な経営体質の構築」の実現に向けて、全役職員が一致団結して取り組みました。

個人のお客さまには、お客さま本位の業務運営の下、お客さまのニーズや利益にかなう商品プランをご提案してまいりました。来店型保険ショップとして「とやま保険プラザ」を運営し、家計の見直しを含めたマネープランのご相談など、当行独自のコンサルティングに積極的に取組んでまいりました。また、お客さまの利便性の向上を図るため、スマホ決済サービス「J-Coin Pay」や「メルペイ」との連携のほか、住宅ローンの「Web仮申込」の取扱いを開始いたしました。その他、通帳繰越機能付きATMの導入や「イーネット」及び「ローソン銀行」との提携によるコンビニATM利用可能時間の拡大等、きめ細やかな金融商品サービスを提供するよう努めてまいりました。

法人のお客さまには、お取引先の事業の内容や今後の成長可能性を適切に評価し融資する事業性評価融資や、事業性評価に基づくソリューション提案に努めたほか、M&Aや事業承継、助成金・補助金等の説明会の開催など、各種コンサルティングにも積極的に取組んでまいりました。2018年9月には、文部科学省の地方創生推進事業（COC+）の一環として、富山大学と連携し「TOYAMA採用イノベーションスクール」を開講し、企業の採用活動支援に取組みました。また、優れた創業や新事業を表彰する「とやまベストビジネスアワード」は5回目を迎え、今回も個性と熱意溢れるプレゼンテーションが実施されました。2018年6月には、2017年度の頭取賞（最優秀賞）受賞のお客さまを中心とした企業連携体が、経済産業省の「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けるなど、受賞企業に対するサポートにも取組みました。ビジネスアワードの開催をはじめ、当行は地域活性化につながる創業や新事業の支援に積極的に取組んでまいりました。

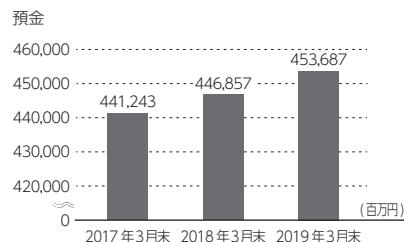
店舗面では、営業エリアが重複する地域にて、営業拠点を一体化にする「店舗内店舗方式」を実施し、営業店機能の充実と効率的な営業体制の構築に取組みました。なお、店舗数につきましては、異動がなく39か店となっております。

企業の社会的責任（CSR）を果たすための活動として、2018年6月にほけんの窓口グループと共同で、「MOTTAINAIキッズフリーマーケットin高岡」を開催いたしました。本イベントは、値段付けから販売、お金の管理まですべて子どもたちが行い、モノやお金の大切さを学ぶことを目的に取組みました。このほか、大学への寄付講義や小学生向けに「ジョブキッズとやま2018」のアトラクションの提供を行うなど、時代を担う子どもたちへの金融教育や夢をはぐくむ活動に取組みました。環境保全面では全店一斉地域清掃活動や、「スーパークールビズ」などの実施による節電や地球温暖化防止活動へ積極的に取組んでまいりました。

当行の業績につきましては、以下の通りとなりました。

・預金

預金は、個人預金および法人預金が順調に増加したことから、期中6,829百万円増加して、453,687百万円となりました。



・貸出金

貸出金は、事業性貸出金が増加したことから、期中17,107百万円増加して、318,692百万円となりました。



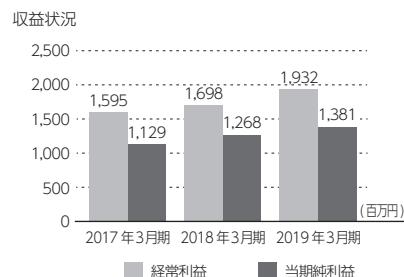
・有価証券

有価証券は、金利リスクに配慮するとともに安定収益と流動性確保を目的に資金の効率的な運用に努めた結果、期中11,934百万円減少して、135,587百万円となりました。



・収益状況

経常収益は、有価証券売却益が減少したこと等から、前期比218百万円減少して7,421百万円となりました。一方、経常費用は、有価証券売却損や営業経費が減少したこと等から、前期比451百万円減少して5,488百万円となりました。この結果、経常利益は前期比233百万円増加して1,932百万円となり、これに特別損益、法人税等を加減した当期純利益は前期比113百万円増加して1,381百万円となりました。



## 対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口動向の変化、それに伴う金融資産の移動・事業所の減少等により、競争が激化し、今後ますます厳しくなることが予想されます。また、異業種による銀行業務への参入やフィンテックに代表されるような、新たな金融サービスの進化にも直面しております。

こうした中、当行は、今年度より2023年度まで5年間に亘る、第6次中期経営計画「富山銀行iプロジェクトNeo（ネオ）」をスタートさせました。本中期経営計画では、これまでのiプロジェクトで構築してきた経営基盤を承継・発展させ、「先進技術」「地域密着」「お客さま本位」「行員の働きがい」が融和した「革新的な銀行」を目指し、さらに進化します。それを実現するための重点戦略として、「ソリューション営業力の強化」「市場運用力の強化」「BPR（業務再構築）の実践」に「人間力・組織力の確立」を掲げ、揺るぎない持続可能なビジネスモデルの構築に向け、全役職員が一致団結して取組んでまいります。加えて、予てより高岡駅前東地区にて建設を進めておりました、本部・本店ビルが本年秋の竣工を予定しております。これを「第2の創業期」と位置づけ、本部機能および営業機能の強化を図るとともに、ICT（情報通信技術）等新しいテクノロジーを積極的に活用し、役職員1人1人の生産性向上に努めてまいります。あわせて地域金融機関として、引続き資産内容等健全性確保や金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及び各種リスク管理の体制強化に努めてまいります。

今後も引続き役職員一同努力する所存でございますので、一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	4,371	4,412	4,468	4,536
定期性預金	2,729	2,599	2,557	2,526
その他	1,641	1,813	1,911	2,010
貸 出 金	2,818	2,843	3,015	3,186
個人向け	542	534	525	514
中小企業向け	1,340	1,410	1,597	1,720
その他	935	898	892	951
有 価 証 券	1,449	1,481	1,475	1,355
国 債	540	497	458	430
その他	908	984	1,016	924
総 資 産	4,779	4,819	5,030	5,081
内国為替取扱高	12,839	12,161	12,456	12,483
外国為替取扱高	72百万ドル	73百万ドル	73百万ドル	67百万ドル
経 常 利 益	1,687百万円	1,595百万円	1,698百万円	1,932百万円
当 期 純 利 益	960百万円	1,129百万円	1,268百万円	1,381百万円
1株当たり当期純利益	176円81銭	207円84銭	233円48銭	254円45銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。  
 3. 2015年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(ご参考)

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経 常 収 益	102	94	94	90
経 常 利 益	18	17	18	19
親会社株主に帰属する当期純利益	10	11	13	14
包 括 利 益	△15	11	31	△4
純 資 産 額	327	337	366	358
総 資 産	4,813	4,851	5,063	5,118

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	317人	332人
平 均 年 齢	41 年 8 月	41 年 7 月
平 均 勤 続 年 数	17 年 6 月	17 年 9 月
平 均 給 与 月 額	336 千円	334 千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
高 岡 市 内	8 店	うち出張所 ( — )	8 店	うち出張所 ( — )
富 山 市 内	13 店	( — )	13 店	( — )
金 沢 市 内	1 店	( — )	1 店	( — )
そ の 他 の 市 町 村	17 店	( — )	17 店	( — )
合 計	39 店	( — )	39 店	( — )

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を16か所（前年度末21か所）設置しております。

- 当年度新設営業所  
該当事項はありません。
- 八 銀行代理業者の一覧  
該当事項はありません。
- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,739
---------	-------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
新本部・本店ビル新築	2,549

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
富山リース株式会社	富山県富山市 泉町1丁目1番7号	リース業務	1981年 3月27日	百万円 20	53.00%	—
富山保証サービス株式会社	富山県高岡市 守山町22番地	信用保証業務	1987年 9月21日	百万円 20	40.00%	—

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行及び金沢信用金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現

金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、現金自動設備の現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

#### (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

#### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(2018年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
齊藤 栄吉	代表取締役頭取	—	—
岡部 一浩	専務取締役 営業統括部長	—	—
森永利宏	常務取締役 総合企画部長	—	—
駒井 秀樹	取締役 事務部長	—	—
佐原 和生	取締役 審査部長	—	—
長津 輝彦	取締役 経営管理部長	—	—
大澤 眞	取締役（社外）	株式会社フィーモ代表取締役社長	—
野田 万起子	取締役（社外）	Human Delight株式会社代表取締役社長	—
五十嵐 郁夫	常勤監査役	—	—
新田 八朗	監査役（社外）	日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表取締役社長 太閤山観光株式会社代表取締役社長	—
笹倉 茂樹	監査役（社外）	—	—
大村 啓三	監査役	大村啓三公認会計士事務所代表	—

- (注) 1. 社外取締役大澤眞氏及び野田万起子氏並びに社外監査役笹倉茂樹氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 取締役塩谷信也氏は、2018年6月28日付で辞任により退任いたしました。
3. 社外監査役笹倉茂樹氏は、2019年3月15日付で飛鳥交通株式会社常務取締役を辞任により退任いたしました。
4. 監査役五十嵐郁夫氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役大村啓三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	9人	90
監 査 役	4人	16
計	13人	106

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。  
 3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人給与及び使用人賞与24百万円を支払っております。  
 4. 定款又は株主総会で定められた取締役の報酬限度額は年額150百万円であります。  
 5. 定款又は株主総会で定められた監査役の報酬限度額は年額32百万円であります。

## (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大 澤 眞 (社外取締役)	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
野 田 万起子 (社外取締役)	同 上
新 田 八 朗 (社外監査役)	同 上
笹 倉 茂 樹 (社外監査役)	同 上
大 村 啓 三 (監査役)	同 上

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
大 澤 眞 (社外取締役)	株式会社フィーモ代表取締役社長であり、同社との間に特別な関係はありません。
野 田 万起子 (社外取締役)	Human Delight株式会社代表取締役社長であり、同社との間に特別な関係はありません。
新 田 八 朗 (社外監査役)	日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表取締役社長及び太閤山観光株式会社代表取締役社長であり、日本海ガス絆ホールディングスグループ及び太閤山観光株式会社とは、通常の銀行取引があります。
笹 倉 茂 樹 (社外監査役)	飛鳥交通株式会社常務取締役でありましたが、2019年3月15日をもって辞任により退任しております。なお、飛鳥交通グループとは、通常の銀行取引があります。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
大 澤 眞 (社外取締役)	1年9か月	当期開催の取締役会12回のうち12回出席	金融・財務分野業務及び企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
野 田 万起子 (社外取締役)	1年9か月	当期開催の取締役会12回のうち12回出席	金融業務・企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
新 田 八 朗 (社外監査役)	16年9か月	当期開催の取締役会12回のうち9回、監査役会12回のうち10回出席	企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
笹 倉 茂 樹 (社外監査役)	1年9か月	当期開催の取締役会12回のうち9回、監査役会12回のうち9回出席	金融・財務分野における高い見識及び企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	7	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	12,000千株
	発行済株式の総数	5,444千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	3,265名
-------------	--------

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社 北 陸 銀 行	233千株	4.30%
株式会社 ホ ク タ テ	178	3.29
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託□4)	166	3.06
トナミホールディングス株式会社	161	2.96
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託□)	156	2.88
三 協 立 山 株式会社	140	2.58
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 □)	129	2.37
株式会社 北 國 銀 行	110	2.02
富 山 銀 行 従 業 員 持 株 会	106	1.95
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	100	1.84

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (13千株) を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託□4及び信託□) 及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託□) の所有株式は、当該銀行の信託業務に係るものであります。

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 大村真敏 指定有限責任社員 福村寛	28	・当行監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。  
 3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計金額は28百万円であります。  
 4. EY新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付で新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8 業務の適正を確保する体制

### (業務の適正を確保するための体制の概要)

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範として、行員倫理規定等のコンプライアンス規定を定めると共に、その実践にあたってコンプライアンス・マニュアルを制定して指針とし、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、顧客保護等を含めた法令等遵守の徹底を図る。

実効性向上のため、取締役会で年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、態勢強化に努めると共に、実施状況を経営管理委員会がチェックし、取締役会に報告する。

コンプライアンス問題発生時には、その内容等について各部署のコンプライアンス担当者並びに責任者から主管部へ、主管部から経営管理委員会へ、経営管理委員会から取締役会へ報告する体制とする。また、全役職員がコンプライアンス上問題のある事項について直接報告できる体制として内部通報制度を構築する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存規定等を定め、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行のリスクを網羅的・統合的に管理するために内部管理基本方針を定め、リスクカテゴリー毎の管理方針や管理部署を明確化すると共に、管理部署においてリスクの種類や特性に対応した適切な管理を行う。

災害や障害等の不測の事態や危機発生時に備え、「業務継続に関する基本方針」を定め、危機管理体制の整備を行う。

総合企画部リスク統括室を統合的リスク管理部門とし、各リスクの管理態勢及び運営状況を統合的にチェックすると共に、経営管理委員会をリスク管理に関する全行横断的かつ統括的な審議・協議機関とし、リスク全般に亘り管理状況を取り纏めて定期的に取り締役に報告する。

また、監査部は、リスク管理態勢全般に亘り監査を実施し、その結果を取り纏めて定期的に取り締役に報告する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は中期経営計画に基づき毎年総合予算計画及び業務運営方針を定め、経営目標を明確化すると共に、その進捗状況を常勤役員会で定期的に検証し、取締役会へ報告する。

日常の職務執行に際しては、組織規定に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

業務執行の機動性を高めるため毎週常勤役員会を開催し、各部の重要案件の審議、報告を行う。また、取締役会規則を定め、付議基準を明確化すると共に議題に関する資料の充実を図って審議内容の深度を高める。

#### (5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、当行グループの業務の適正を確保するため子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、内部統制の強化に努めると共に、子会社に対する管理方針や報告体制等を定めた、「関係会社管理規程」を制定し、管理態勢を整備する。

当行のコンプライアンス体制、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。子会社は、各種規定を定め、執行状況について各リスク等の管理部署の要請に応じ報告する。

当行及び子会社は、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が適切に整備・運用される体制を整備する。

また、当行監査部は、コンプライアンス態勢、顧客保護等管理態勢及び各種リスク管理態勢などの内部監査をグループ全体に実施し、定期的に取り締役に報告する。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役を補助すべき使用人を監査部に置き、監査役はこの使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。

また、監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の意見を尊重する。

#### (7) 当行及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び子会社の取締役及び使用人は、法律に定める事項について監査役に報告すると共に、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。報告者は、情報提供を理由として不利

な取扱いを受けることはない。

また、監査役が取締役会ほか常務会、各種委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を表明できる体制とする。

### **(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会は、頭取、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

監査役会は、必要に応じ、銀行の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

### **(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)**

当行グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### **(1) コンプライアンス体制**

当行は、当行及び子会社の全役職員に対し、コンプライアンス・プログラムに基づき、その階層に応じて必要な行内教育、指導を実施し、コンプライアンスマインドの醸成を徹底しております。また、当行は内部通報制度による相談・通報体制を構築しており、子会社もこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

#### **(2) リスク管理体制**

当行は、内部管理基本方針において、リスクカテゴリー毎の管理方針や管理部署を明確化し、管理部署において、リスクの種類や特性に対応した適切な管理を行っております。総合企画部リスク統括室は、各リスクの管理態勢及び運営状況をチェックするとともに、定期的に開催される経営管理委員会でのリスク全般に亘る管理状況を取締役に報告しております。

また、監査部は、リスク管理態勢全般に亘り監査を実施し、その結果を取り纏めて定期的に取締役会に報告しております。

#### **(3) 取締役の職務執行**

当行は、原則として月に1回の定例取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項及び経営上重要な決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、常勤役員会を毎週開催し、各部の重要案件について審議・報告を行い、取締役会規則に定めるものは取締役会で決議しております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を12回開催しております。

#### (4) グループ管理体制

当行は、当行グループの業務の適正を確保するために、子会社各社に取締役及び監査役を派遣しているほか、「関係会社管理規程」を定め、子会社から報告または書類の提出を受けております。

また、当行監査部は、「内部監査規定」等に基づき、子会社の内部監査を実施し、定期的に取り締役会に報告しております。

#### (5) 監査役の監査体制

当行は、監査役を補助すべき使用人を監査部に配しており、監査役はこの使用人に必要な事項を命令し、監査業務を行っております。

監査役は、取締役会、常務会及び各種委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて発言を行うとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当行取締役及び使用人に説明を求めています。また、原則として月に1回の監査役会を開催しているほか、頭取及び会計監査人と定期的に意見交換を開催しております。

### 9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

### 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

### 11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

### 12 その他

該当事項はありません。

## 第93期末 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
<b>現金預け金</b>	<b>41,936</b>	<b>預金</b>	<b>453,687</b>
現金	4,370	当座預金	27,017
預け金	37,566	普通預金	163,919
<b>有価証券</b>	<b>135,587</b>	貯蓄預金	5,909
国債	43,092	通知預金	2,481
地方債	6,780	定期預金	247,024
社債	25,205	定期積金	5,626
株式	21,286	その他の預金	1,708
その他の証券	39,222	<b>コールマネー</b>	<b>13,500</b>
<b>貸出金</b>	<b>318,692</b>	<b>その他負債</b>	<b>780</b>
割引手形	4,164	未払法人税等	138
手形貸付	12,491	未払費用	120
証書貸付	256,332	前受収益	143
当座貸越	45,703	給付補填備金	0
<b>外国為替</b>	<b>668</b>	リース債務	1
外国他店預け	668	資産除去債務	46
<b>その他資産</b>	<b>4,821</b>	その他の負債	329
未収収益	381	<b>賞与引当金</b>	<b>101</b>
金融派生商品	3	<b>退職給付引当金</b>	<b>462</b>
その他の資産	4,436	<b>睡眠預金払戻損失引当金</b>	<b>28</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>7,235</b>	<b>偶発損失引当金</b>	<b>90</b>
建物	1,094	<b>繰延税金負債</b>	<b>3,174</b>
土地	3,359	<b>再評価に係る繰延税金負債</b>	<b>522</b>
リース資産	1	<b>支払承諾</b>	<b>1,609</b>
建設仮勘定	2,575	<b>負債の部合計</b>	<b>473,957</b>
その他の有形固定資産	205	(純資産の部)	
<b>無形固定資産</b>	<b>284</b>	<b>資本金</b>	<b>6,730</b>
ソフトウェア	239	<b>資本剰余金</b>	<b>5,690</b>
その他の無形固定資産	44	資本準備金	5,690
<b>前払年金費用</b>	<b>442</b>	その他資本剰余金	0
<b>支払承諾見返</b>	<b>1,609</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>11,616</b>
<b>貸倒引当金</b>	<b>△3,171</b>	利益準備金	1,429
		その他利益剰余金	10,187
		別途積立金	8,500
		繰越利益剰余金	1,687
		自己株式	△47
		<b>株主資本合計</b>	<b>23,990</b>
		<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>9,047</b>
		<b>土地再評価差額金</b>	<b>1,110</b>
		<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>10,158</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>34,148</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>508,106</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>508,106</b>

# 第93期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
<b>経常収益</b>		<b>7,421</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>5,409</b>	
貸出金利息	3,235	
有価証券利息配当金	2,139	
預け金利息	33	
その他の受入利息	1	
<b>役務取引等収益</b>	<b>1,323</b>	
受入為替手数料	247	
その他の役務収益	1,075	
<b>その他業務収益</b>	<b>11</b>	
外国為替売買益	11	
<b>その他経常収益</b>	<b>677</b>	
貸倒引当金戻入益	17	
償却債権取立益	45	
株式等売却益	545	
その他の経常収益	68	
<b>経常費用</b>		<b>5,488</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>65</b>	
預金利息	71	
コールマネー利息	△6	
<b>役務取引等費用</b>	<b>444</b>	
支払為替手数料	43	
その他の役務費用	401	
<b>その他業務費用</b>	<b>33</b>	
国債等債券償却	33	
<b>営業経費</b>	<b>4,829</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>116</b>	
株式等売却損	58	
株式等償却	0	
その他の経常費用	57	
<b>経常利益</b>		<b>1,932</b>
<b>特別利益</b>		<b>3</b>
固定資産処分益	3	
<b>特別損失</b>		<b>42</b>
固定資産処分損	14	
減損損失	28	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>1,893</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>459</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>52</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>511</b>
<b>当期純利益</b>		<b>1,381</b>

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	42,142	預金	453,172
有価証券	135,638	コールマネー及び売渡手形	13,500
貸出金	317,901	借用金	1,899
外国為替	668	その他負債	1,399
リース債権及びリース投資資産	3,184	賞与引当金	102
その他資産	6,030	退職給付に係る負債	457
有形固定資産	7,278	役員退職慰労引当金	8
建物	1,102	睡眠預金払戻損失引当金	28
土地	3,359	偶発損失引当金	90
リース資産	17	繰延税金負債	3,188
建設仮勘定	2,575	再評価に係る繰延税金負債	522
その他の有形固定資産	224	支払承諾	1,609
無形固定資産	285	負債の部合計	475,979
ソフトウェア	240	(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産	45	資本金	6,730
退職給付に係る資産	480	資本剰余金	6,244
繰延税金資産	27	利益剰余金	11,994
支払承諾見返	1,609	自己株式	△47
貸倒引当金	△3,396	株主資本合計	24,923
		その他有価証券評価差額金	9,042
		土地再評価差額金	1,110
		退職給付に係る調整累計額	29
		その他の包括利益累計額合計	10,183
		非支配株主持分	764
		純資産の部合計	35,871
資産の部合計	511,850	負債及び純資産の部合計	511,850

# 連結損益計算書 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>経常収益</b>		<b>9,088</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>5,399</b>	
貸出金利息	3,225	
有価証券利息配当金	2,139	
預け金利息	33	
その他の受入利息	1	
<b>役務取引等収益</b>	<b>1,352</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>1,670</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>665</b>	
貸倒引当金戻入益	7	
償却債権取立益	45	
その他の経常収益	612	
<b>経常費用</b>		<b>7,093</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>77</b>	
預金利息	71	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△6	
借入金利息	12	
<b>役務取引等費用</b>	<b>434</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>1,561</b>	
<b>営業経費</b>	<b>4,901</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>117</b>	
その他の経常費用	117	
<b>経常利益</b>		<b>1,995</b>
<b>特別利益</b>		<b>3</b>
固定資産処分益	3	
<b>特別損失</b>		<b>42</b>
固定資産処分損	14	
減損損失	28	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>1,956</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>460</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>54</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>514</b>
<b>当期純利益</b>		<b>1,441</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>		<b>27</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>1,414</b>

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 富山銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
指定有限責任社員 公認会計士 大村 真 敏 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社富山銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 富山銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社富山銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富山銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

株式会社 富山銀行 監査役会

常勤監査役 五十嵐 郁 夫 ㊟

監 査 役 新 田 八 朗 ㊟

監 査 役 笹 倉 茂 樹 ㊟

監 査 役 大 村 啓 三 ㊟

(注) 監査役 新田八朗及び監査役 笹倉茂樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第93期の期末配当につきましては、安定的な配当を維持する方針に基づき、次のとおりとさせていただきますと存じます。

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金25円 総額135,776,375円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、次のとおりとさせていただきますと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

## 第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名（うち社外取締役2名）全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、1名増員して取締役9名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	さいとう えいきち 齊藤 栄吉 (1955年9月4日生)	1978年 4月 日本銀行入行 2000年 9月 同行鹿児島支店長 2004年 7月 同行国際局審議役 2005年 2月 同行発券局長 2008年 4月 同行総務人事局 2008年 5月 同行退職 2008年 5月 当行入行 2008年 6月 当行取締役副頭取 2009年 6月 当行取締役頭取（現任）	2,900株
		<<取締役候補者とした理由>> 日本銀行において国際局審議役や発券局長など重要なポストを歴任し、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2009年6月から頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。	
2	おかべ かずひろ 岡部 一浩 (1960年6月17日生)	1983年 4月 当行入行 2001年 2月 当行営業推進部営業推進役 2002年10月 当行総合企画部調査役 2005年 6月 当行黒部支店長 2007年10月 当行富山支店長 2010年 6月 当行取締役営業統括部長、経営企画室担当 2011年 6月 当行取締役営業統括部長 2014年 6月 当行常務取締役営業統括部長 2017年 6月 当行専務取締役営業統括部長（現任）	7,800株
		<<取締役候補者とした理由>> 営業部門のほか、企画部門、人事・総務などに携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。2010年6月より取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
3	<p style="text-align: center;">もり   なが   とし   ひろ 森   永   利   宏 (1961年12月11日生)</p>	<p>1984年 4月 当行入行 2005年 4月 当行総合企画部調査役兼監査部検査役 2005年 6月 当行総合企画部経営企画・ALM・調査・広報グループリーダー 2006年12月 当行総合企画部リスク統括室長 2009年 5月 当行総合企画部リスク統括室長（部長待遇） 2010年 6月 当行経営企画室長兼総合企画部リスク統括室長 2011年 6月 当行取締役経営企画室長兼総合企画部長 2017年 6月 当行常務取締役総合企画部長(現任)</p> <p>《取締役候補者とした理由》 企画部門のほか、リスク管理部門、市場金融部門などに携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。2011年6月より取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としてしました。</p>	5,000株
4	<p style="text-align: center;">※   なか   おき   ゆう 中   沖   雄 (1962年7月18日生)</p>	<p>1986年 4月 株式会社日本興業銀行入行 1990年 8月 同行ニューヨーク支店 1991年 8月 同行企業金融開発部 2002年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行本店営業第6部 2002年 9月 みずほ証券株式会社ストラクチャードファイナンスグループ不動産投資銀行部長 2013年 4月 同社執行役員 投資銀行部門営業担当 2016年 4月 同社執行役員 グローバル投資銀行部門担当 2019年 3月 同社執行役員退任 2019年 5月 同社退職 2019年 6月 当行入行企業金融部長（現任）</p> <p>《取締役候補者とした理由》 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）において、投資銀行業務に従事した後、みずほ証券株式会社において、グローバル投資銀行部門担当役員として、企業金融・投資銀行分野において活躍するなど、豊富な経験と高い見識を有しております。こうした豊富な経験と高い見識を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としてしました。</p>	一 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
5	こま い ひで き 駒 井 秀 樹 (1962年11月16日生)	1986年 4月 当行入行 2006年 2月 当行事務部調査役 2007年10月 当行経営管理部人事・能力開発・給与・厚生 グループリーダー 2008年 6月 当行不二越町支店長 2009年 8月 当行営業統括部次長 2011年 6月 当行証券国際部長 2014年 6月 当行事務部長 2017年 6月 当行取締役事務部長 (現任)	2,000株
		<<取締役候補者とした理由>> 事務企画・システム部門のほか、市場金融部門、営業部門などに携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。2017年6月より取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。	
6	さ ほら かず お 佐 原 和 生 (1962年8月27日生)	1986年 4月 当行入行 2006年 2月 当行本店営業部次長 2007年10月 当行庄川支店長 2010年 2月 当行砺波支店長 2012年10月 当行砺波支店長兼砺波チューリップ支店長 2014年 6月 当行監査部長 2017年 5月 当行審査部長 2018年 6月 当行取締役審査部長 (現任)	1,500株
		<<取締役候補者とした理由>> 営業部門のほか、監査部門、審査部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。2018年6月より取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
7	<p>なが っ てる ひこ 長 津 輝 彦 (1963年4月3日生)</p>	<p>1986年 4月 当行入行 2006年 2月 当行富山支店次長 2007年10月 当行入善支店長 2009年 2月 当行滑川支店長 2011年 6月 当行営業統括部次長 2014年 2月 当行経営管理部次長 2014年 6月 当行経営管理部長 2018年 6月 当行取締役経営管理部長（現任）</p> <p>《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、人事・総務等の経営管理部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。2018年6月より取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。</p>	1,100株
8	<p>おお さわ まこと 大 澤 眞 (1959年2月20日生)</p>	<p>1981年 4月 日本銀行入行 1990年 5月 国際通貨基金アジア局出向 1993年 5月 日本銀行金融研究所副調査役・調査役 1997年 6月 同行ロンドン事務所次長 1999年 6月 同行金融市場局金融市場課長 2003年 6月 同行那覇支店長 2006年 9月 プライスウォーターハウスクーパース入社 2008年 9月 同社パートナー（事業再生、金融、ファミリービジネス、ヘルスケア、ホスピタリティ担当） 2012年 2月 株式会社フィーモ代表取締役社長（現任） 2017年 6月 当行取締役（現任） 《重要な兼職の状況》 株式会社フィーモ代表取締役社長</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》 日本銀行において、ロンドン事務所次長、那覇支店長などの重要ポストを歴任し、同行退職後はプライスウォーターハウスクーパースのパートナーとしてコンサルティング業務に従事するなど、金融・財務分野において国際的に活躍し、豊富な経験と高い見識を有しております。また、株式会社フィーモの代表取締役として企業経営に携わっております。こうした豊富な経験と高い見識を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、社外取締役候補者となりました。</p>	— 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
9	の だ ま き こ 野 田 万 起 子 (1970年8月25日生)	1993年 4月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2004年 6月 同社執行役員（金融機関ネットワーク担当） 2010年 4月 同社取締役 2010年12月 Human Delight株式会社代表取締役社長 （現任） 2011年 3月 インクグロウ株式会社代表取締役社長 2015年 2月 同社取締役会長 2017年 2月 同社取締役退任 2017年 6月 当行取締役（現任） <重要な兼職の状況> Human Delight株式会社代表取締役社長	— 株
<<社外取締役候補者とした理由>> 株式会社ベンチャー・リンクにおいて、長年にわたり全国の地域金融機関の支援業務を担当するなど、金融業務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、同社退職後は、Human Delight株式会社の代表取締役として、企業経営にも携わっております。こうした豊富な経験と高い見識を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、社外取締役候補者としました。			

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は新任候補者であります。
3. 大澤眞、野田万起子の両氏は、社外取締役候補者であります。両氏の当行社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。なお、当行は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
4. 当行は、大澤眞、野田万起子の両氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としており、両氏の選任が承認された場合に、当行は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当行の取締役報酬等の額は2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当行の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当行の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は6名であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は7名となります。

また、対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当行の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当行の普通株式の総数は年8千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当行の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当行の普通株式の発行又は処分に当たっては、当行と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当行の取締役その他当行の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。)

- (2) 対象取締役が当行の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、当行の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当行は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記（1）の定めにかかわらず、当行は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当行の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当行は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当行は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上



## 第93回定時株主総会会場ご案内図

会場

### 富山銀行駅南別館2階会議室

富山県高岡市駅南1丁目10-16



交通のご案内

あいの風とやま鉄道高岡駅 瑞龍寺口(南口)より 徒歩2分

お車でお越しの株主様は、お近くの駐車場をご利用ください。  
(ご利用された際は会場受付にてお申し出ください。)